令 和 7 年 8 月 3 日 執 行 横 浜 市 長 選 挙

指定病院、指定老人ホーム、指定身体 障害者更生援護施設及び指定保護施設 における不在者投票の事務取扱要領

> 令和7年6月 横浜市·区選挙管理委員会

## 目 次

I	はじめに	
1	不在者投票の流れ	1
2	横浜市・区選挙管理委員会所在地等一覧	3
П	不在者投票制度について	
1	不在者投票制度とは	4
2	今回の選挙において、「指定病院等」で不在者投票が	
	できる人とは	4
3	不在者投票管理者とは	5
4	留意していただくこと	6
5	今回行われる選挙は	6
Ш	事務処理について	
1	事務処理に使用する様式について	7
2	「投票用紙等」の請求	7
3	「投票用紙等」の交付	8
4	不在者投票ができる期間及び時間	8
5	投票記載場所の設備	9
6	立会人	9
7	不在者投票の方法	12
8	不在者投票経費の請求	17

9	特殊な投票の手続	绩	· 18
10	使用する様式等の	(コピーして使用できます)	- 20
	・第1号様式	依頼書	- 21
	・第2号様式	投票用紙等交付請求書	- 22
	・第2号様式の2	投票用紙等交付請求書別紙	· 23
	・第3号様式	請求書(兼宣誓書)	25
	・第4号様式	経費請求書(事務経費)	- 26
	・第5号様式	不在者投票者氏名等一覧	30
	・参考様式	外部立会人選定依頼等	· 31
0	参考「指定病院	院等」における代理請求による不在者	
	投票の処理	理方法	34
IV	資 料		
1	「指定病院等」(	こおける不在者投票の管理に関する	
	質疑応答集 …		· 35
2	平成14年9月26	日付け各不在者投票指定施設の	
	施設長あて通知		· 40
3	不在者投票チェ	ックリスト(指定施設)	42

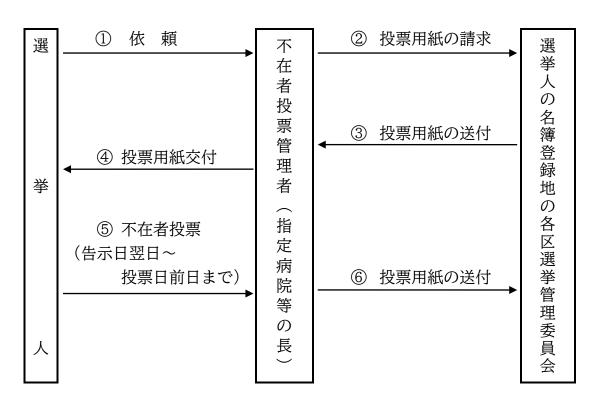
### Iはじめに

#### 1 不在者投票の流れ

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び 保護施設等(以下「指定病院等」といいます。)における不在者投票の流れは 次のとおりです。

さらに詳細な事務の流れを 34 ページに掲載していますので、あわせて御 覧ください。

≪告示日前~投票日前日(8月2日(土))≫

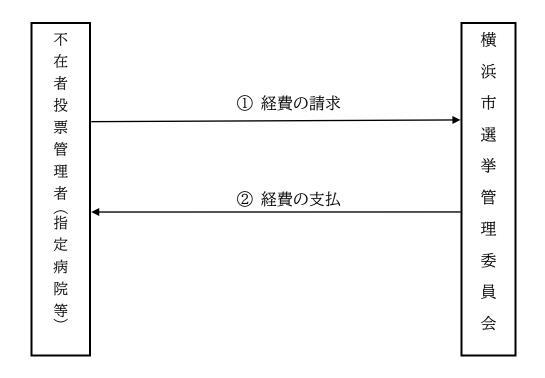


投票用紙の請求(②)及び送付(⑥)は<u>選挙人の名簿登録地の各区選挙管理</u> 委員会に行ってください。

投票用紙の請求先及び送付先を誤ってしまうと、投票ができない、あるいは 投票が無効になってしまうことがありますので、誤りのないようにお願いしま す。

3ページに横浜市内の選挙管理委員会の所在地一覧を掲載しておりますので、 併せて御覧ください。

#### ≪投票後~投票日30日後(9月2日(火))≫



不在者投票後は経費(外部立会人の立会に要する経費を含む)の請求をしていただくことになりますが、今回行われる<u>横浜市長選挙の場合</u>、神奈川県内にある指定病院等の請求先は<u>横浜市選挙管理委員会</u>です。

<u>不在者投票をした選挙人が他都道府県の選挙人名簿に登録されている方であっても、請求先は横浜市選挙管理委員会になります。</u>

## 2 横浜市・区選挙管理委員会所在地等一覧

市区名	郵便番号	所 在 地	電話
鶴見区	230 - 0051	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	045-510-1660
神奈川区	221 — 0824	# 神奈川区広台太田町3番地の8	" 411-7014
西区	220 — 0051	// 西区中央一丁目5番10号	" 320-8314
中 区	231 — 0021	// 中区日本大通35番地	" 224-8116
南 区	232-0024	// 南区浦舟町2丁目33番地	" 341-1227
港南区	233-0003	// 港南区港南四丁目2番10号	" 847 – 8308
保土ケ谷区	240 - 0001	# 保土ケ谷区川辺町2番地の9	" 334-6206
旭 区	241 - 0022	" 旭区鶴ケ峰一丁目4番地の12	" 954-6012
磯子区	235 — 0016	// 機子区機子三丁目5番1号	" 750-2315
金 沢 区	236 — 0021	// 金沢区泥亀二丁目9番1号	" 788-7712
港北区	222-0032	// 港北区大豆戸町26番地の1	" 540-2213
緑区	226-0013	// 緑区寺山町118番地	" 930-2212
青葉区	225 — 0024	〃 青葉区市ケ尾町31番地の4	" 978-2205
都 筑 区	224 - 0032	# 都筑区茅ケ崎中央32番1号	" 948-2215
戸塚区	244 - 0003	# 戸塚区戸塚町16番地の17	" 866 – 8314
栄 区	247 — 0005	〃 栄区桂町303番地の19	" 894—8315
泉区	245 — 0024	# 泉区和泉中央北五丁目1番1号	" 800-2315
瀬谷区	246 — 0021	〃 瀬谷区二ツ橋町190番地	" 367-5615
横浜市	231 - 0005	<ul><li>" 中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所17階</li></ul>	" 671 — 3336

### Ⅱ 不在者投票制度について

#### 1 不在者投票制度とは

選挙人が選挙期日(投票日)の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、選挙期日(投票日)の前でも投票することができるように設けられた制度です。

不在者投票には、いくつかの種類がありますが、この冊子では、「指定病院等」における 不在者投票について解説します。 なお、「不在者投票チェックリスト(指定施設)」(42~ 48ページ)も併せて御活用ください。

- (注)「<u>指定病院等」には、その関連施設は含まれず、不在者投票はできません</u>ので、御注 意ください。
- 2 今回の選挙において、「指定病院等」で不在者投票ができる人とは 選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

所在区分	<u>区域内</u> の「指定病院等」 に入院(入所)中	<u>区域外</u> の「指定病院等」 に入院(入所)中
歩行可能な人 (外出可能)	できない。 (注4)	できる。
病気、負傷等 のため歩行が 困難な人	できる。	できる。

- (注1) 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。 なお、歩行可能(外出可能)な選挙人の名簿登録地(横浜市内の各区)と「指定病院等」の所在地が同一市区町村内にある場合で、投票区の区域が同じであるかどうか 不明な時には、「指定病院等」が所在する市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせく ださい。
- (注2) 平成25年7月1日以後に公示又は告示される選挙において、成年被後見人の方の 選挙権が回復されました。貴病院、貴施設に成年被後見人の方がいらっしゃる場合に は、回復された選挙権が円滑に行使できるよう、投票用紙の代理請求など不在者投票 に係る手続について遺漏がないよう御注意ください。
- (注3) 選挙権年齢は満 18 歳以上ですが、満 18 歳かどうかの算定は、不在者投票を行う時点ではなく、選挙期日(投票日)時点で行うこととされています。なお、年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満 1 歳になるとされていますから、投票日の翌日が満 18 歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。

(注4) 原則歩行可能な人で「区域内」の「指定病院等」に入院(入所)中の人は不在者投票ができませんが、台風などの天災・悪天候により外出困難な場合には、不在者投票 を行うことができます。

#### 3 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院(入所)中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する人を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」といいます。)の請求依頼があった場合、不在者投票理由(4ページの2参照)に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地の各区の選挙管理委員会(以下「各区選挙管理委員会」といいます。)に対して、「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の各区選挙管理委員会から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備(9ページの5参照)を整えること。
- (4) 投票の立会人(1人以上)を選び、投票に立ち会わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き 込まれていないかどうか、又、汚損及び破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を速やかに投票用紙等の交付を受けた各区選挙管理委 員会に直接持参、又は郵便等により送付すること。
  - ※「投票用紙等」を送付する際は、日本郵便(株)又は特定信書便事業者を用いてお送りください。郵便等のサービスを御利用になる際は、必ず信書を扱えるサービスかどうかを御確認ください。なお、選挙期日(投票日)までに必ず到達する必要があるため、土・日・休日も配送される速達やレターパックプラス等をご活用ください。特に不在者投票管理者が各区選挙管理委員会に「投票用紙等」を送付する場合には、レターパックプラスを活用するなど配達記録の残る送付方法が望ましいです。

#### 4 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係 上、特に厳格な手続が規定されています。

「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務のほかにこの仕事を していただきご負担をおかけいたしますが、選挙が民主主義の基本をなすものであること を十分に御確認のうえ御協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、 公正 かつ適切な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、<u>自由及び公正を心がけ、投票の秘密保持を期し、</u> 又、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えたりすることのないようにしてください。
- (3) 投票の終わった「投票用紙等」は、速やかに各区選挙管理委員会に送付(郵送の場合は土・日・休日も配送される速達やレターパックプラス等を活用)し、その際、市選挙管理委員会あてに送付することのないよう御注意ください。

項目	必要書類	送付先	所在地
投票用紙等の請求	投票用紙等交付請求書 投票用紙等交付請求書別紙	友区强兴盛研委员人	0 % が各四
(投票済) 投票用紙等の送付	投票用紙等	各区選挙管理委員会	3ページ参照

#### 5 今回行われる選挙は

今回行われる選挙は次のとおりです。

(1) 名称及び投票方法等

横浜市長選挙

- ・候補者1人の氏名を自書します。
- ・投票用紙の色はピンク色、文字は黒色で印刷されています。
- (3) 選挙期日 令和7年8月3日(日) (投票日)

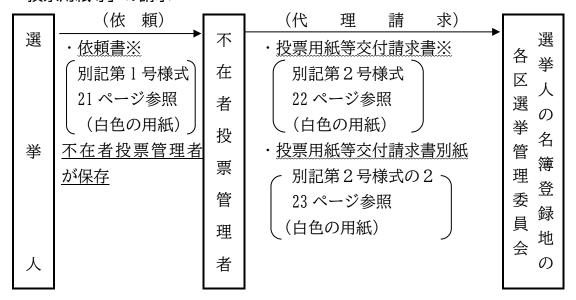
### Ⅲ 事務処理について

1 事務処理に使用する様式について

市選挙管理委員会のホームページからダウンロードして御使用ください。 ホームページアドレス

(https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/senkyo/system/vote/byoin.html)

#### 2 「投票用紙等」の請求



- (1) 「投票用紙等」の請求は、投票日の前日(8月2日(土))まででき、選挙期日(投票日)の告示の日(7月20日(日))前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、依頼書(第1号様式、20ページ参照)を選挙人から提出させ保存しておいてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由(4ページの2参照)に当たると認定した場合には、投票用紙等交付請求書(第2号様式、22ページ参照)及び投票用紙等交付請求書別紙(第2号様式の2、23ページ参照)に必要事項を記入のうえ、各区選挙管理委員会に対して直接又は郵便等で請求してください(各区選挙管理委員会の所在地については、3ページの一覧表を参照してください。)。
- (4) 投票用紙等交付請求書の「施設名」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。

また、選挙人が投票を点字で行う場合には、「点字希望」欄にチェックしてください。

(5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(6) 「指定病院等」の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合には、請求書(兼宣誓書)(第3号様式、25ページ参照)により各区選挙管理委員会に対して直接又は郵便等で請求することになります(以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。)。

#### 3 「投票用紙等」の交付

7ページの2の方法で請求しますと、各区選挙管理委員会から選挙期日の告示の日の翌日(7月21日(月))以後、次の諸用紙が直接交付されるか又は郵便等をもって送付されます。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒(外封筒、内封筒)

この場合、不在者投票管理者は、「投票用紙等」を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。

なお、不在者投票をする期日を定める場合(次の4を参照)、その期日まで不在者投票管理者が「投票用紙等」を保管することは、「選挙人における保管が困難で、また<u>選挙人の了</u>解を得て」いれば差し支えありません。

《選挙人が自ら請求した場合は、これらの諸用紙のほかに不在者投票証明書(証明書用封筒に封入されています。)が同時に交付されますが、選挙人はこの証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

#### 4 不在者投票ができる期間及び時間

「指定病院等」において不在者投票ができるのは、選挙期日(投票日)の告示の日の翌日(7月21日)から選挙期日(投票日)の前日(8月2日)までの、毎日午前8時30分から午後5時までです。

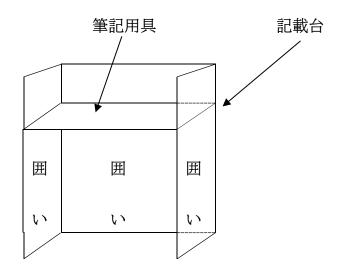
なお、<u>この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その</u>特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

#### 5 投票記載場所の設備

不在者投票管理者は、「指定病院等」の施設内に、次の設備を整えなければなりません。

- (1) 投票の秘密を保持するために他人が選挙人の投票の記載を見ることができない設備
- (2) 投票用紙の交換その他の不正が行われない設備





また、投票記載場所に候補者の氏名等を記載した文書を掲示することはできません。

なお、<u>重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で立会人</u> <u>の立会いがある限り、ベッドで投票することができます</u>。(この場合は、ベッドのある室内 に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。)

(注)投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者に投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

#### 6 立会人

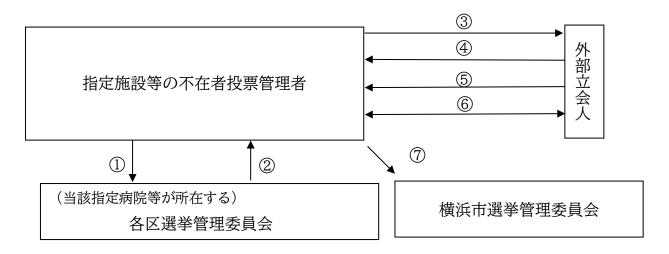
#### (1) 立会人について

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する人を立ち会わせなければなりません。立会人不在で行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。また、立会人は、<u>不在者投票管理者(不在者投票管理者の補助執行者を含む)、代理投票(又は代理投票の仮投票)における補助者を兼ねる</u>ことはできません。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されている必要はありません。 また、不在者投票管理者には、各区選挙管理委員会が選定した者(以下「外部立会人」 といいます。)を立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施を確保する 努力義務が課せられています。施設の実情に応じ外部立会人制度の積極的な活用に御配慮 ください。

#### (2) 外部立会人の選定方法

外部立会人を立ち会わせる場合、概ね次の手順によることになります。



- ① 各区選挙管理委員会に対し希望する日時を連絡する。
- ② 各区選挙管理委員会から選定結果の通知を受ける。
- ③ 外部立会人に対して立会人選任書を送付する。
- ④ 外部立会人から立会人承諾書の送付を受ける。
- ⑤ 定められた日時に不在者投票を実施、外部立会人が立ち会う。
- ⑥ 外部立会人(市区町村等の職員を除く)に報酬等を支払い、外部立会人は領収書を 交付する。
- ⑦ 立会に要する経費を横浜市選挙管理委員会に請求する。

#### (3) 外部立会人の選定に関する留意点

#### ア 選定の依頼について

<u>外部立会人の選定を依頼する場合は、速やかに、当該指定施設等が所在する各区選挙</u> 管理委員会に電話等で御連絡ください。

なお、急な選定依頼を受けましても各区選挙管理委員会が対応できない可能性がありますので、選定依頼をする場合は、選定手続に必要な期間を考慮して各区選挙管理委員会あて御連絡ください。

また、所在地選挙管理委員会から「指定病院等」あてに選定依頼の有無等を確認するため連絡が入る場合があります。

いずれの場合も、不在者投票の実施日時の候補をいくつか決めておいてくださいますようご協力をお願いします。

#### イ 外部立会人候補者について

外部立会人の候補者の多くは、選挙管理委員会の職員ではありません。具体的には所

在地選挙管理委員会によって異なりますが、明るい選挙推進協議会の委員や民生委員そ の他の方によって構成されています。

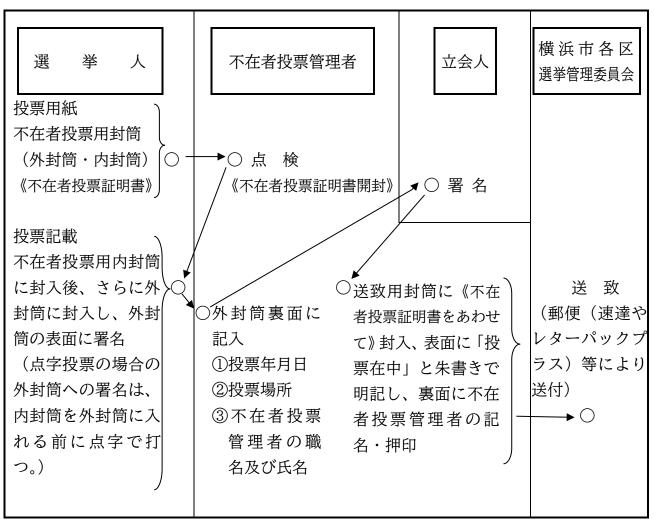
外部立会人には、選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票の手続に立ち会っていただきますが、不在者投票に関する手続きの全てについて最終的な決定権を持つのは不在者投票管理者であることにご留意ください。

### (4) 外部立会人に関する参考様式

事務内容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
外部立会人の選定を	外部立会人の選定に	不在者投票管理者が	31 ページ
依頼する	ついて(依頼)	記載し所在地選挙管	
	(参考様式1)	理委員会に送付	
所在地選挙管理委員	立会人選任書	不在者投票管理者が	32 ページ
会からの選定結果を	(参考様式2)	記載し選定された外	
受け、外部立会人に		部立会人に送付。	
選任書を送付する			
立会人となることを	立会人承諾書	外部立会人が記載し	33ページ
承諾する	(参考様式3)	不在者投票管理者へ	
		送付。	
立会人終了後、外部	(同上)	承諾書の領収書欄に	33ページ
立会人(市区町村等		外部立会人が記載	(同上)
の職員を除く)に不		し、不在者投票管理	
在者投票管理者がそ		者へ交付。	
の経費(謝金及び旅		※外部立会人経費を	
費)を支払った場合、		請求する場合(上限	
領収書を交付する。		有) に必要となりま	
		す。	

※ 外部立会人に関する経費の請求方法等についての詳細は、17ページ以降をご覧ください。

#### 7 不在者投票の方法



(注) 《不在者投票証明書》の関係は、選挙人が自ら横浜市各区選挙管理委員会に対し 「投票用紙等」を請求し、交付された場合です。

#### (1) 不在者投票の手続

#### ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする人が、「投票用紙等」を交付された選挙人であるか否かを確認してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、不在者投票証明書によって確認してください。》

#### イ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、「投票用紙等」のほかに 不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていな いかどうかも併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否し なければなりません。》

#### ウ投票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所(9ページ5参照)において、①選挙人 自ら投票用紙に横浜市長選挙の「候補者1人の氏名」を記載させます。

記載させた投票用紙を②不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、③さらにこの内 封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、④外封筒の表面に必ず署名させて提 出させてください。点字投票があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、 内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。

なお、不在者投票用外封筒の表面の署名は、次の代理投票の場合を除くほか、 選挙人に必ず自書させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人 名を押したりしないようにしてください。また、署名の下に押印したり、不在者投票 用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

#### エ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事情により、候補者の氏名を自書できないときは、そ の申請に基づいて代理投票をさせることができます。

この場合の申請は、口頭でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票 管理者は次の手順により行わせることになります。

① 立会人の意見を聴いて、投票を記載する場所において、投票事務に従事する者 のうちから補助者2人を定めてください。

なお、不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできず、また、 選挙人の家族や付添人等は、補助者になることはできません。

- ② 定めた2人の補助者のうち、1人を立ち会わせたうえで、他の補助者1人に投票記載場所で、選挙人の指示する「候補者の氏名」を記載させてください。
- ③ 補助者に、記載した「候補者の氏名」を選挙人に示させたうえ、これを不在者 投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れ て封をさせてください。
- ④ 補助者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させてください(補助者の氏名は書かないでください。)。

#### (2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、①投票した年月日及び場所を記載し、②不在者投票管理者の職名及び氏名を記入したうえ、③投票に立ち会った立会人に署名させてください(記載例 16 ページ)。

投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、 立会人の氏名は必ず署名させてください。

次に、不在者投票管理者はこの不在者投票用外封筒を《選挙人が自ら請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」と朱書きで明記し、その裏面に記名押印し、直ちに各区選挙管理委員会に直接持参、又は郵便(速達やレターパックプラス)等により送致してください。

送致は、投票が終わりましたら速やかに行ってください。不在者投票は不在者投票管理者から各区選挙管理委員会の委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されますが、選挙期日(投票日)の投票所を閉じる時刻(原則として午後8時)までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものと扱われますので、時間的な余裕を持って御対応ください。

#### 自書が必要な用紙類等

用紙類等 自書を要する部分		自書をする人
依頼書 (第1号様式・P21参照)	「選挙人住所」欄、「選挙人氏名」 欄及び「生年月日」欄	選挙人(代理人が記載す る場合を除く)
≪請求書(兼宣誓書)≫ (第3号様式・P25参照)	事務処理欄を除く、記載が必要な 部分	選挙人
投票用紙	「候補者の氏名」欄	選挙人(代理投票を除く)
不在者投票用外封筒	封筒の表面の「投票者氏名」欄	選挙人(代理投票を除く)
11年1文宗用外封问	封筒の裏面の「立会人(署名)」欄	立会人

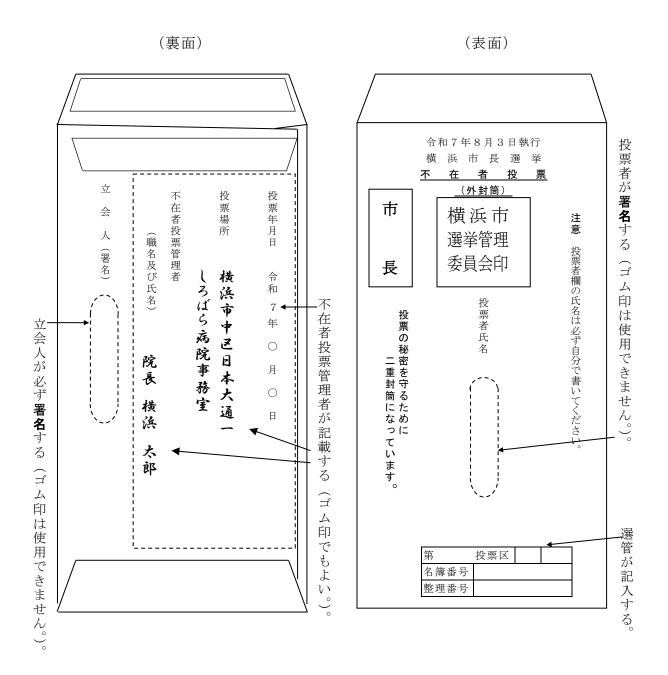
不在者投票ができる期間に選挙人が投票せずに退院した場合等、投票用紙を使用しなかったときは、破棄せずに、経緯を詳細に書いて、直ちに必ず送付元の各区選挙管理委員会に返送してください。

なお、投票用紙及び投票用封筒を各区選挙管理委員会に返送すると、当該選挙人は、投

票日当日等に投票所まで行けば投票することができます。返送されないと投票所へ行って も投票することができません。

また、<u>不在者投票ができる期間が終了したために投票用紙等を使用しなかったときも、</u>破棄せずに、必ず送付元の各区選挙管理委員会に返送してください。

### 〔不在者投票用外封筒の記載例〕



#### 8 不在者投票経費の請求

#### (1) 不在者投票事務経費

「指定病院等」の長(=不在者投票管理者)は、所定の手続が終了した後で、不在者投票経費(不在者投票をした選挙人1人につき1,236円)の経費請求書(第4号様式、26ページ参照)に、

① 振込先の通帳の表紙を1ページめくった中表紙(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の写し(振込先がネットバンキングで通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやログイン画面のコピーでも可)

### <u>及び、</u>

- ② 不在者投票者氏名等一覧(第5号様式、30ページ参照)
- ③ 各区選挙管理委員会の「投票用紙等」の数量が記載してある送付状又は受領書のコピー
- ④ 各区選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表 (「指定病院等」で投票用紙等交付請求書別紙(第2号様式の2、23ページ参照)の住 所・氏名欄をコピーしたものでも可)

の②~④いずれか1つを添えて選挙期日(投票日)後30日(令和7年9月2日)までに必 着するように〒231-0005、横浜市中区本町6-50-10、横浜市選挙管理委員会に提出して ください。

なお、③を添付した場合で不在者投票をした者の数が各区選挙管理委員会からの「投票 用紙等」の送付数より少ないときは、朱で訂正してください。また、④を添付した場合は、 不在者投票を行わなかった選挙人は必ず2本線で抹消してください。

#### 【注意事項】

- ○経費請求書には施設長(院長)の押印が必要となります。請求者の印は口座で使用している印である必要はなく、職印又は私印であってもかまいませんが、施設の印は使用できませんのでご注意ください。
- ○「請求者」と「振込口座の口座名義人」が異なる場合は経費請求書の下段にある委任欄へ請求者欄と同じ記入及び押印が必要となります。なお、施設長と理事長が同一人物であり、経費を振り込むべき口座の名義人が理事長となっている場合にも、委任欄への記入が必要となりますのでご注意願います。
- ○経費請求書の記載事項を訂正する場合には、<u>すべて請求者の印が必要となります。</u>ただし、請求金額の訂正はできないため、請求金額を誤記したような場合には請求書を書き直してください。

#### (2) 外部立会人経費

ア 外部立会人を立ち会わせ、その経費(当該外部立会人への謝金及び旅費)を支払った場合、実際に支払った額又は 12,400 円(旅費を含む)のうち少ない金額を上限として市から経費が支給されます。

ただし、上限金額は8.5時間分であり、これに満たない場合は、「報酬額早見表」のと おり従事時間に応じた報酬金額とします。

なお、「指定病院等」が独自に立会人を選定した場合又は横浜市の職員を選定した場合は、市からの経費支給の対象とはなりません。

#### 【報酬額早見表】

1回当たりの従事時間 報酬額	
1時間(1時間以内)	1,459円
2時間(1時間を超え、2時間以内の場合)	2,918円
3時間(2時間を超え、3時間以内の場合)	4,376円
4時間(3時間を超え、4時間以内の場合)	5,835円
5時間(4時間を超え、5時間以内の場合)	7,294円
6時間(5時間を超え、6時間以内の場合)	8,753円
7時間(6時間を超え、7時間以内の場合)	10,212円
1日相当(7時間を超える場合)	12,400円

- ※ 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。
- イ 外部立会人に係る経費を請求する場合は、経費請求書(外部立会人経費)(第4号様式裏面、27ページ)に次の書類を<u>添付のうえ、選挙期日(投票日)後30日(令和7年9月2日)までに必着するように〒231-0005、横浜市中区本町6-50-10、横浜市選挙管理委員会に提出してください</u>。
  - ① 各区選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
  - ② 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し

#### 9 特殊な投票の手続

不在者投票の事務処理については、いままで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票の手続があります。これらのことの詳細や不明な点については、市又は各区選挙管理委員会にお尋ねください。

#### (1) 選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証 明書をあわせて提示しなければなりません。

#### (2) 郵便等による不在者投票制度

一定の条件にあてはまる方は、郵便等による不在者投票が認められています。これは、 選挙人本人が自ら郵便(速達やレターパックプラス)等により「投票用紙等」の交付を横 浜市各区選挙管理委員会に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が横浜市各 区選挙管理委員会に対して郵便等により送付する制度です(※)。

※ 自ら記載することができない一定の選挙人については、あらかじめ横浜市各区選挙管理委員 会に届け出た者をして記載させることができます。

郵便等による不在者投票制度の対象となるのは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳又は介護保険法に規定する被保険者証の交付を受けている選挙人のうち、障害の程度が一定の程度に該当し、あらかじめ横浜市各区選挙管理委員会から、郵便等投票証明書の交付を受けている人のみです。

この場合、「指定病院等」で投票を記載することもありますが、「指定病院等」の長が 不在者投票管理者となって行う不在者投票ではありませんので、御注意願います。

なお、郵便等による不在者投票を行うことができる人が、郵便等によらず、一般の「指 定病院等」での不在者投票を行う場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者 となります。

#### (3) 代理投票の仮投票

代理投票場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人が拒否の決定に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に「候補者の氏名等」を記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用封筒(外封筒)の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて投票させることになります。

仮投票した投票用紙等については、その他の投票用紙等と区別がつくようにしたうえ で、横浜市各区選挙管理委員会宛てに送付してください。

#### 10 使用する様式等

事務内容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
選挙人に「投票用紙等」 の代理請求を依頼された 場合	依頼書 (第1号様式)	選挙人が記載して不在者投 票管理者に提出。 不在者投票管理者が保管。	21 ページ
不在者投票管理者が「投票用紙等」を横浜市各区 選挙管理委員会に代理請 求する場合	投票用紙等交付 請求書 (第2号様式)	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票事務処理 票(Bカード)を添付して <u>、選</u> 挙人の名簿登録地の各区選 挙管理委員会に送付。	22 ページ
	投票用紙等交付請 求書別紙 (第2号様式の2)	不在者投票管理者が記載。 上記の投票用紙等交付請求 書に添付。	23 ページ
選挙人が自ら「投票用紙 等」を横浜市各区選挙管 理委員会に請求したいと 申し出た場合	請求書(兼宣誓書) (第3号様式)	選挙人が記載して、選挙人 の名簿登録地の各区選挙管 理委員会に送付。	25 ページ
不在者投票終了後、不在者 投票事務経費を請求する 場合及び区選挙管理委員会 が選定した外部立会人(市 の職員を除く)を立ち会わ せた際に、支払った金額を	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票者氏名等 一覧を添付して、令和7年 9月2日までに必着するよ う <u>横浜市選挙管理委員会に</u> 送付。	26 ページ
請求する場合	不在者投票者 氏名等一覧(注) (第5号様式)	不在者投票管理者が記載。 上記の経費請求書に添付。	30 ページ

#### (注)

- 1 不在者投票者氏名等一覧(第5号様式)に代えて、
  - (1) 各区選挙管理委員会の「投票用紙等」の数量が記載してある送付状又は受領書のコピー
  - (2) 各区選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表(「指定病院等」で投票用紙等交付請求書別紙(第2号様式の2)の住所・氏名欄をコピーしたものでも可)のいずれかでも結構です(詳細は17ページ参照)。
- 2 外部立会人を立ち会わせ、実際に支払った金額を請求する場合は、経費請求書(第4号様式)に加えて、
  - (1) 所在地選挙管理委員会が発行した立会人に係る選定通知の写し
  - (2) 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し(参考様式3、33ページ)の両方が必要です(詳細は17ページ参照)。
- 3 横浜市選挙管理委員会のホームページから用紙をダウンロードすることができますので、御利 用ください。

ホームページアドレス

(https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/senkyo/system/vote/byoin.html)

## 依 頼 書

私は、令和7年8月3日執行の横浜市長選挙の投票を(当病院、当老人ホーム、当施設)で行いたいので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼します。

令和7年 月 日

(不在者投票管理者)

殿

選挙人住所

フ リ ガ ナ 選挙人氏名

(※代理人氏名

明治 大正 生年月日 昭和 平成

病棟等	
階	

- ◎注意 1 代理人氏名の欄は、代理人がこの用紙に記載をした場合に、その方の名前を 記入してください。
- ◎注意2 この用紙はコピーして使用できます。

指定病院等→名簿地区選管 (投票用紙等交付請求書別紙添付)

## 投票用紙等交付請求書

別記の選挙人  人は、令和7年8月3日執行の横浜市長選挙の当日、(当病院
に入院加療中、当老人ホームに入所中、当施設に入所中)のため、(当病院、当老人ホ
ーム、当施設)において投票する見込であり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項(第
51条第2項において準用する第 50条第4項)の規定による依頼があったので、別記
の選挙人に代わって投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び不在者投票用封筒の交付
を請求します。

令和7年 月 日 (送付先)

構派古

() () () () () () () () () () () () () (		<u> </u>	性女具	. 云女貝及			
	(〒	_	)				
施設の所在地							
				(電話番号	_	_	

「選送答冊系昌△系昌臣

不 在 者 投 票 (病院長、老人ホームの長若しくは施設の長又はこれらの代理人の氏名を記入してください)

管理者の氏名

施設の名称

事務担当者氏名

- 注意 1 選挙人の氏名等は、横浜市選挙管理委員会から送付された投票用紙等交付請求書別 紙に記載し、名簿登録地が同一の区選挙管理委員会ごとにとりまとめてこの請求をし てください。
- 注意 2 投票用紙等交付請求書別紙の「施設の名称」欄には、当該選挙人が投票する場所と して、当該病院、老人ホーム等の名称を記入してください。

また、選挙人が視覚障害者であるため点字投票をする場合には、「点字希望」欄にチェックを入れてください。

- 注意3 この用紙はコピーして使用できます。
- 注意4 この用紙で投票用紙等を請求する際は、投票用紙等交付請求書別紙を使用し、不在 者投票氏名等一覧は使用しないでください。

## 〔第2号様式の2〕 (本文7ページ)

### 投票用紙等交付請求書別紙

※請求先(市区町村)毎に作成し、「投票用紙等交付請求書」と一緒に各市区町村選管へ提出

(全 枚甲	枚目) 本枠内をすべて記入してくたさい。		事務処	1理欄(※記入しな	いでください)	)	
		請求年月日	直・郵				•
施 設 名		交付年月日	直・郵	施設・滞在・在宅			
		受理年月日 (返還)	直・郵				

		記入欄					事	务処理欄	(※記入しないでください)	
No	選挙人名簿に記載されている住所	(フリガナ) 選挙人氏名	生年月日	点字 希望	投票区	名簿 番号	整理 番号	表示	備考	受理年月日 (返還) 直・郵
										受・返
1										
2										受 · 返
										受・返
3										
<b>.</b>										受・返
4										
										受・返
5										
										• •
										受・返
6										
										受・返
7										
										受・返
8										
										1
9										受・返
				]						
										受・返
10										

### 投票用紙等交付請求書別紙 (記載例)

※請求先(市区町村)毎に作成し、「投票用紙等交付請求書」と一緒に各市区町村選管へ提出

(全 枚中 枚目)

施設名

#### 太枠内をすべて記入してください。

かもめ病院

# 太線の中のみ記載してください (施設名はゴム印も可。)。

	事務処	理欄(※記入しな	いでください)		
請求年月日	直・郵				
交付年月日	直・郵	施設・滞在・在宅			
受理年月日	直・郵		•	•	

	施 設	記 入 欄			1				する場合には		
No	選挙人名簿に記載されている住所	(フリガナ) 選挙人氏名	生年月日	点字 希望	投票区	名籍番号	トエッくださ	クマ い。	'ークを入れて	受	受理年月日 (返還) 直・郵
		センキョハナコ			*				<u> </u>		受 · 返
1	横浜市中区日本大通〇一▼	選挙 花子	昭和●年●月●日	Ø							
		センキョ タロウ			<b>、空</b> :	学 人 (	の住所	た			受 · 返
2	横浜市中区海岸通■一◇	選挙 太郎	平成▲年▲月▲日		必	ず記載	載して	くた	<b>さい。</b>		
											受 · 返
3											
											受・返
4											
											受・返
5											• •
											受・返
6											
											受・返
7											
											受・返
8											
											受 · 返
9											
											受 · 返
10											

## 請 求 書 (兼宣誓書)

私は、令和7年8月3日執行の横浜市長選挙の当日、以下のいずれかの理由に該当する見込みです。

なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

〔理由(チェックは不要です。)〕

- ・ 仕事、学業、その他の用務に従事
- ・ 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- ・ 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- ・ 住所移転のため、横浜市内の他の区に居住
- ・ 天災又は悪天候により、投票所へ行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和7年 月 日 (請求先)

横浜市\_\_\_\_\_区選挙管理委員会委員長

				〒 −	
現	1	È	所		
電	話	番	号		
	挙人名 れ て い				
フ	リ	ガ	ナ		
選	挙	人氏	名		
生	年	月	日	明治·大正 昭和·平成 年 月 日	
投の	票月送	用 紙 付	等 先	(現住所以外の場合に記載してください。) 〒 -	
	生者投 予定の			(市・区・町・村名(施設で投票する場合は施設名)を記載してください。)	
	事務	処理欄		<ul><li>一 ※こちらには記入しないでください。</li></ul>	

投票区名簿の表示

### 経費請求書

令和 7 年 月 日 (請求先) 横 浜 市 長

一会	円也(=①+②)
<u> </u>	

横浜市長選挙における不在者投票に関する経費を上記のとおり請求します。

(内訳)

1 不在者投票事務経費(投票した選挙人1人につき1,236円)

計 円(①)

(選挙人 人分)

【添付書類】

- ・①は必須、②から④はいずれか一つ
- ① 振込先の通帳の表紙を1ページめくった中表紙(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の写し(振込先がネットバンキングで通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやログイン画面のコピーでも可)
- ② 不在者投票者氏名等一覧(第5号様式)
- ③ 「区選挙管理委員会委員長」から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表
- ④ 「指定病院等」で投票用紙等交付請求書別紙(第2号様式の2)の住所・氏名欄をコピーしたもの
- 2 外部立会人経費

計 円(②)

※ 裏面「外部立会人経費内訳書」を必ず記載してください。

#### 【添付書類】

- ① 区選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
- ② 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し

請求者

所 在 地	(〒 – )	
フリガナ		
施設の名称 (法人名)		
フリガナ		
施設長 (院長) 職・氏名		(9)
担 当 者	所属	- 電話番号
担当相	氏名	1 电前储力

施設長印 (院長印) については、代表権のある職名の入った印又は個人印を鮮明に押印してください。 (施設印は不可)

#### 請求金額振込先

振 込 先 銀行等名	銀 行信用金庫	支店
預金種別	普通・ 当座・ その他( ) 口座番号	
フリガナ		
口座名義		

口座名義及びフリガナは、<u>通帳に記載されているとおり</u>に記入してください。

※ 請求者と口座名義が異なる場合は、次の欄にも記入願います。

なお、必ず上記請求者欄で使用したものと同一の印章を押印願います。

上記名義人の口座へ振り込み願います。

施設長(院長)

印

- ◎ この請求書は、横浜市選挙管理委員会(〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10)へ送付してくださ
- ◎い。 この用紙はコピーして利用できます。
- ◎ 記載事項を変更する際は請求者の氏名欄に押印した印を使用してください。

### 外部立会人経費内訳書

黒枠の中はすべて記入してください。

立 会 日	令和7年 月 日
立会時間	(午前・午後)     時     分~(午前・午後)     時     分)
立会場所	
外部立会人氏名 ※1	
報 酬 額 ※2	
立 会 日	令和7年 月 日
立会時間	(午前・午後)       時       分~(午前・午後)       時       分)
立会場所	
外部立会人氏名 ※1	
土口 悪川 佐石 ング・ロ	
報酬額※2	円
報 酬 額 ※ 2	円
<ul><li>・ 数 酬 額 ※ 2</li><li>立 会 日</li></ul>	令和7年 月 日
	I I

#### 報酬額合計

円

円

- ◎ 外部立会人が複数の場合は立会人ごとに、また、立会日が複数ある場合は立会日ごとに記入してください。
  - ※1 経費の請求ができるのは、各区選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせた場合に限ります。
  - ※2 実際に支払った額を記載してください。ただし、1日につき12,400円(旅費を含む8.5時間分)を上限とし、

一部の時間について従事した場合は、@1,459円(旅費を含む)×従事時間数を上限とします。

従事時間数: 1 回当たり 7 時間以下  $\rightarrow$  1 時間未満は 1 時間に切り上げ  $\gamma$  7 時間超(8.5時間未満)  $\rightarrow$  1 日(8.5時間)

#### 【報酬額早見表】

外部立会人氏名 ※1

額 ※2

諅

報

1回当たりの従事時間	報酬額
1時間(1時間以内)	1,459円
2時間(1時間を超え、2時間以内の場合)	2,918円
3時間(2時間を超え、3時間以内の場合)	4,376円
4時間(3時間を超え、4時間以内の場合)	5,835円
5時間(4時間を超え、5時間以内の場合)	7,294円
6時間(5時間を超え、6時間以内の場合)	8,753円
7時間(6時間を超え、7時間以内の場合)	10,212円
1日相当(7時間を超える場合)	12,400円

1時間未満の端数は、1時間に切り上げ。

### 経 費 請 求 書

令和 7 年 8月 3日 (請求先)

横浜市長

10.557 円也(=①+②)

横浜市長選挙における不在者投票に関する経費を上記のとおり請求します。

(内訳)

不在者投票事務経費(投票した選挙人1人につき1,236円) 1

計 6,180円(①)

5 人分) (選挙人

【添付書類】

- ・①は必須、②から④はいずれか一つ
- ① 振込先の通帳の表紙を1ページめくった中表紙(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカ ナ)の写し(振込先がネットバンキングで通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやログイン画面のコピーでも可)
- ② 不在者投票者氏名等一覧(第5号様式)
- 「区選挙管理委員会委員長」から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表
- 「指定病院等」で投票用紙等交付請求書別紙(第2号様式の2)の住所・氏名欄をコピーしたもの
- 2 外部立会人経費

4,377円(②)

※ 裏面「外部立会人経費内訳書」を必ず記載してください。

#### 【添付書類】

- ① 区選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
- ② 外部立会人から受領した<u>謝金(報酬金)の領収書の写し</u>

請 求 者

所 在 地	(〒231- 0005 ) 横浜市中区本町6-50-10	
フリガナ	イリョウホウジンサンカクサンカクカイ マルマルビョウイン	
施設の名称 (法人名)	医療法人△△会 ○○病院	
フリガナ	ビョウインチョウ ヨ コ ハ マ タ ロ ウ	
施設長 (院長) 職・氏名	病院長横浜太郎	المرابيل
担当者	所属 総務課 	
15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	氏名 都筑 花子	

施設長印(院長印)については、代表権のある職名の入った印又は個人印を鮮明に押印してください。(施設印は不可)

#### 請求金額振込先

振 込 先 銀行等名	$\overleftrightarrow{\Delta}$	銀 行 信用金庫	神奈川		支店
預金種別	普通 当座 ・ その他(	)	口座番号	9 9 9 9	9 9 9
フリガナ	イリョウホウジン	サンカンサンカ	クカイ リジチョウ	セヤ ジロウ	
口座名義	医療法人	△△会→	理事長 瀬谷	<b>一</b> 郎	

口座名義及びフリガナは、通帳に記載されているとおりに記入してください

※ 請求者と口座名義が異なる場合は、次の欄にも記入願います。 なお、必ず上記請求者欄で使用したものと同一の印章を押印願います。

請求印と同じ印です。

上記名義人の口座へ振り込み願います。

施設長 (院長) 病院長 横浜 太郎 浜

- この請求書は、横浜市選挙管理委員会(〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10)へ送付してください。○ この用紙はコピーして利用できます。
- ◎ 記載事項を変更する際は請求者の氏名欄に押印した印を使用してください。

## 外部立会人経費内訳書

黒枠の中はすべて記入してください。

立 会 日	令和 7 年 7 月 30 日
立会時間	(午前・ <b>(</b> 後) 1時00分~(午前 <b>(</b> 午後) 2時30分 ( 1時間 30分)
立会場所	大会議室
外部立会人氏名 ※1	港北 三郎
報 酬 額 ※2	2,918円

立 会 日	令和 7 年 7 月 31 日
立会時間	(年前·午後) 1 0時0 0分~ (午前·午後) 1 0時3 0分 (時間 3 0分)
立会場所	小会議室
外部立会人氏名 ※1	港南緑
報 酬 額 ※2	1,459円

立 会 日	令和7年 月 日
立会時間	(午前・午後)       時       分~(午前・午後)       時       分         (       時間       分)
立会場所	
外部立会人氏名 ※1	
報 酬 額 ※2	円

- ◎ 外部立会人が複数の場合は立会人ごとに、また、立会日が複数ある場合は立会日ごとに記入してください。
- ※1 経費の請求ができるのは、各区選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせた場合に限ります。
- ※2 実際に支払った額を記載してください。ただし、1日につき12,400円(旅費を含む8.5時間分)を上限とし、

一部の時間について従事した場合は、@1,459円(旅費を含む)×従事時間数を上限とします。

従事時間数: 1 回当たり 7 時間以下  $\rightarrow$  1 時間未満は 1 時間に切り上げ  $\gamma$  7 時間超(8.5時間未満)  $\rightarrow$  1 日(8.5時間)

#### 【報酬額早見表】

1回当たりの従事時間	報酬額	
1時間(1時間以内)	1,459円	
2時間(1時間を超え、2時間以内の場合)	2,918円	
3時間(2時間を超え、3時間以内の場合)	4,376円	
4時間(3時間を超え、4時間以内の場合)	5,835円	
5 時間(4 時間を超え、5 時間以内の場合)	7,294円	
6時間(5時間を超え、6時間以内の場合)	8,753円	
7時間(6時間を超え、7時間以内の場合)	10,212円	
1日相当(7時間を超える場合)	12,400円	

1時間未満の端数は、1時間に切り上げ。

# 不在者投票者氏名等一覧

番号	選挙人名簿に記載されている住所	ふりがな 選挙人氏名	番号	選挙人名簿に記載されている住所	ふりがな 選挙人氏名
			_		

- ◎ 注意1 「番号」は通し番号で差し支えありません。
- ◎ 注意2 この用紙はコピーして使用できます。

令和 年 月 日

(施設の所在する市区町村選挙管理委員会) あて

(病院・施設名)長 ○○ ○○

#### 外部立会人の選定について(依頼)

当方においては、次のとおり、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

- 1 日 時 令和 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
- 2 所在地
- 3 施設名

施設担当者氏名 〇〇 〇〇 雷話番号

Eメールアドレス又はファクシミリ番号

令和 年 月 日

## 立会人選任書

(立会人の氏名) 〇〇 〇〇 殿

(病院・施設の名称)(病院長・施設長の氏名) ○○ ○○ 印

あなたを、次のとおり、令和7年 月 日執行 選挙について、当院 (当施設)における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は立会開始時刻の 分前までに に、 おいでください。

また、立会いを承諾いただける場合は、立会人承諾書を当院長(当施設長) あて御提出ください。

- 2 不在者投票の実施場所 (病院・施設の名称)
- 3 謝金及び旅費支給予定額

円

※1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、7時間を超える場合は、1日(8.5時間分=12,400円)としてください。また、時間ごとの額は報酬額早見表を参照してください。

印鑑の携行など、立会人への 連絡事項があれば、適宜記載し てください。 施設担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号

Eメールアドレス又はファクシミリ番号

令和 年 月 日

## 立会人承諾書

(病院長・施設長氏名)○○ ○○ 殿

(住 所)

(電話番号)

(立会人氏名) 〇〇 〇〇 印

次のとおり、令和7年 月 日執行 選挙について、貴院(貴施設) における不在者投票の立会人になるべきことを承諾します。

- 1 立会日時 令和7年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
- 2 不在者投票の実施場所
  - ○○ (病院・施設名)

## 領 収 書

令和7年 月 日

(病院長・施設長氏名)○○ ○○ 殿

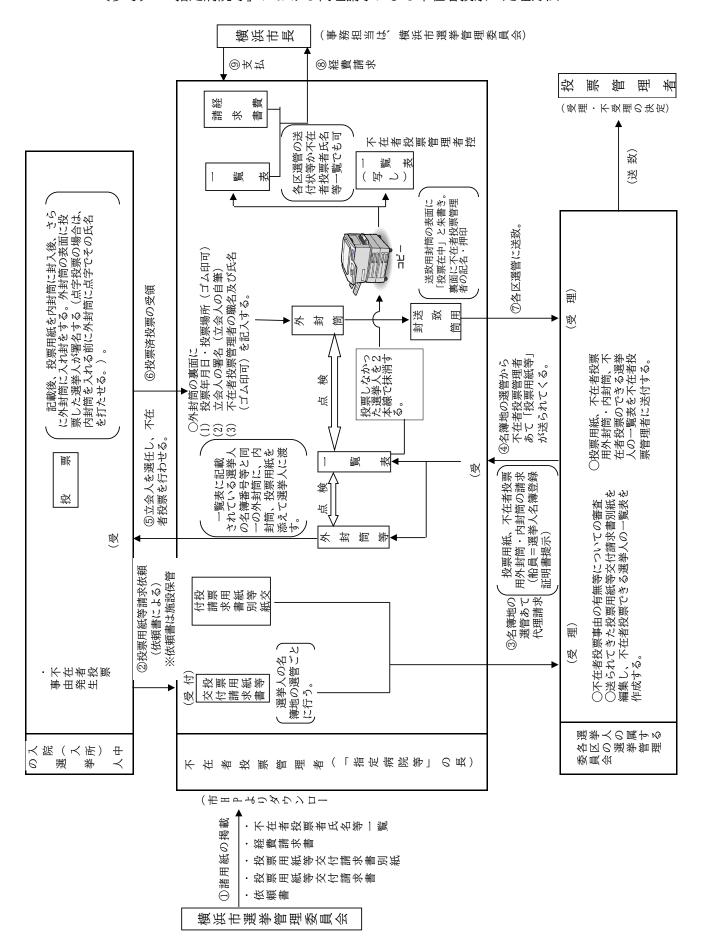
<u>金 円</u>

但し、不在者投票の立会に対する謝金として

上記正に領収いたしました。

(外部立会人自署氏名)

#### [参考] 「指定病院等」における代理請求による不在者投票の処理方法



# IV 資 料

1 「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集 (凡例) 法・・・公職選挙法、令・・・公職選挙法施行令

		<u> </u>	関係
項目	質疑事項	回答	規定
1 不在者投票の 事由に該当す る旨の宣誓書	1 「指定病院等」に入院(入所) 中の人が、投票用紙等(投票用 紙及び不在者投票用封筒のこと をいう。以下同じ。)の請求を 「指定病院等」の長に依頼(代 理請求の依頼)した場合も不在 者投票の事由に該当する旨の宣 誓書を提出しなければならない か。	せん。	令52条
2 投票用紙等の 請求	の日前においても行うことがで きるとされているので、今回の	差し支えありません。 ただし、選挙人が船員の場合 であって、総務省令で指定対る 選挙管理委員会の委員長に対し 請求する場合は、告示日前には 請求できません。 なお、投票用紙等の交付は、 選挙期日の告示日(7月20日) の翌日以後において行われま す。	
	2-2 病院に入院中の人の付き添いをしている人について、指定病院の院長が代理請求をすることができるか。 また、その人は指定病院内で不在者投票ができるか。	せん。	
	者から投票用紙等の代理請求の 依頼があり、速達郵便でも間に 合わないときは自動車、電車等	代理請求を断わることはできませんが、郵便等によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由です。できれば不在者投票が可能となるよう配慮してください。	
	の代理請求をしてほしい旨依頼 があったが、郵便等では時間的 に間に合わないため、本人の家		
	2-5 投票用紙等の代理請求の際に、選挙人から徴する依頼書は、選管に送致するのか、それとも手元に保管するのか。また、その保管すべき期間はどのくらいか。	後段	

項目			関係
	良 妣 书 埙		規定
		①選挙の効力に関する訴訟及び当選の効力に関する訴訟の提起期間(当選人決定の告示日から少なくとも30日間)	
		②不在者投票経費の請求の手続が完了する日までの間。 なお、訴訟が提起された場合は、市選管の指示する期間保管してください。	
	地と現住所地のどちらに選挙権 があるのか、どのように確認す ればよいか。	果が異なりますので、関係する 市区町村選挙管理委員会に個別 に照会してください。	
	2-7 政令指定都市の選挙人に係る 投票用紙等の請求は市の選管へ するのか、区の選管へするの か。		
3 選挙公報	3 選挙公報は、「指定病院等」にも配付されるか。	市選管から、「指定病院等」 あて送付はいたしません。市選 管ホームページに掲載された選 挙公報をご覧ください。	
4 候補者氏名掲示	を掲示してほしいという要望が 強く、掲示の必要性を痛感して いるが、選管で配付する予定は ないか。	また、各区選挙管理委員会が、個別に送付することは差し支えない取り扱いとしています。 ただし、送付された候補者氏名一覧を掲示することは差し控えてください。	令125条 の 4
5 選挙人への便 宜及び立候補 届出期間			3 法86条の
6 不在者投票を する期間	6 投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日をあらかじめ定めてする投票日まで、不在者投票管理者が保管することはどうか。	えありませんが、その特定 の日以外に投票したい旨の 申出があった場合にこれを 担否することはできませ ん。 ②不在者投票管理者が保管することにおける保管が困難である人 における保管が困難選ある人 の了解を得て、保管りませ であれば差し支えありません。	令58条
7 不在者投票の 方法	7-1 投票の記載をする筆記用 具には、定めがあるか。	特にありませんが、赤鉛筆の 使用はできるだけ避けてくださ い。	
	7 - 2 選挙人が投票記載所に候補者   氏名一覧や候補者の氏名を記し   たメモを自ら持ち込み、見なが ら投票用紙に記入してもよい   か。		令58条

項目	質疑事項	回答	関係 規定
	<ul><li>7-3 投票記載所の数には、制限があるのか。</li></ul>	ありません。	令58条
	7-4 「指定病院等」に入院(入 所)中の伝染病患者及び精神病 患者で必ずしも歩行不可能では ない人を、一般投票のために外 出させることは適当でないの で、「指定病院等」内で不在者 投票をさせて差し支えないか。		法49条
	あれば、投票をさせてよいか。 また、通所についてはどうか。	差し支えありません。ただし、選挙期日までに退院又は退所することが明らかな場合は投票できませんので御注意ください。 後段 通所者は投票できません。	
	7-6 A(指定)病院に入院中に投票用紙等の交付を受けた人が、 票用紙等の交付を受けた人が、 その後B(指定)病院に移った 場合に、B病院内で不在者投票 をさせることができるか。	きません。ただし、選挙人が、 自ら投票用紙等の交付を請求し	
	7-7 選挙人の依頼に応じ、投票用 紙等の代理請求をし、それらを 受理したが、その前に選挙人が 退院(退所)した場合の処置に ついて。	紙等を至急交付した選管に返送 してください。	

項目	質疑事項	回答	関係 規定
			令64条
	7-9 自書能力もなく口もきけない 人が候補者の一覧表をのせた新 聞を持ってきて、自分が投票し たい人の氏名を指示する方法で 不在者投票の代理投票ができる か。	り差し支えありません。	令58条
	7-10 投票箱の設置についての定め	ありません。	
	はあるか。	投票箱の設置は特に義務づけていませんが、一定の適当な箱 (例えば、手さげ金庫)に一時保管してください。	
	7-11 投票立会人は、不在者投票の 期間の中途で変更して差し支え ないか。		令58条
	7-12 ベッドで投票することになる 場合、投票台についてもベッド で記載できるよう足を短くする など改良して使用したいがどう か。	票の秘密が守られるよう配慮さ	令58条
	7-13 代理投票を行わせる場合に、 代理投票の補助者の氏名を病院 内の記録にとどめる必要がある か。	の必要はありませんが、任意に	
	7-14 不在者投票用外封筒にする不 在者投票管理者の記名と立会人 の署名について、「記名」と 「署名」との相違はどこか。	「記名」は本人以外の者が記載してもよいが、「署名」は本人が自書しなければなりません。したがって、「記名」の場合はゴム印なども使用できますが、「署名」の場合は、使用できません。	令60条
	7-15 病院長名で投票用紙の代理請求をした後病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理(医師である副院長)が院長事務を行なっているが、この場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいか。	ください。	令60条
	7-16 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいまくてはならないか。	不在者投票管理者の管理権が 及ぶなら、必ずしも投票記載場 所にいる必要はありません。た だし、不在者投票管理者の事務 補助者と立会人の最低2人、代 理投票の場合はさらに補助者が 2人の計4人がいなければなり ません。	令58条

	項目	質疑事項	回答	関係 規定
8	投票の送致	致用封筒の表面に記載する「投票在中」という文言は朱書きに よるか。		令60条
9	経費の請求	9-1 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払額に相違があるか。	す。	
		9-2 経費の請求は、投票用紙等の   交付数又は投票数のいずれで算   出すべきか。		
10	その他	10-1 投票当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのは、どういうものか。	主に次のようなものです。	令63条
			①不在者投票用外封票に選挙 人の署名がない投票に選挙 名がない投票に選手 人の署名投票用外封で 記不在署名に代表。 記不在署名に投票 の記不在者投票用外日のに に記記した投票の ののでででででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののです。 ののででする。 ののでする。 ののでする。 ののです。 ののででする。 ののでです。 ののででする。	
		10-2 選挙期間中に不在者投票管理 者が変更となった場合、選挙管 理委員会に報告する必要がある か。	報告の必要はありません。な お、施設の名称や所在地が変更	

2 平成14年9月26日付け各不在者投票指定施設の施設長あて通知

選 管 第 149 号 平成14年9月26日

各不在者投票指定施設 施 設 長 殿

神奈川県選挙管理委員会書記長

不在者投票指定施設における事務処理について(お願い)

貴職におかれましては不在者投票管理者として、日ごろより選挙事務の執行に御協力を いただきお礼申し上げます。

さて、本県における不在者投票に関しましては、昨年の参議院選挙において全投票数の約1割を不在者投票が占めるなど選挙人の関心も高くなり、また、投票参加の点からも重要な役割を果たしておりますが、別紙の例のように他県の不在者投票指定施設において、不在者投票事務が適切に行われていなかったため、当該選挙が無効になり再選挙となるという事例も起きているところです。

つきましては、日常業務多忙の折、大変恐縮ですが、不在者投票事務の適切な執行に当たり、特に御留意いただきたい点を次のとおりまとめましたので御確認いただきますようお願いいたします。

- 1 不在者投票に当たり、選挙人に代わって投票用紙を選挙管理委員会に請求される場合には、依頼書の提出を求めるなど、選挙人の意思を十分確認していただくようお願いします。
- 2 施設内に投票の記載場所を設けるに当たっては、投票の秘密保持等の観点から、相当の設備により、選挙人の投票の秘密が守られるよう一層の配慮をお願いします。また、選挙人の病状によりベッドの上で不在者投票を行うことは認められておりますが、これは、選挙人が重病人等歩行困難な場合に認められる例外的な投票方法ですので御注意願います。
- 3 指定施設における不在者投票の事務の管理執行に当たって、選挙の自由公正の確保、 投票の秘密保持を図り、選挙人の投票に干渉したり、施設関係者が業務上の地位を利用 し、入院患者(入所者)に対して選挙運動を行うといったことのないよう、適切な執行 に十分御配慮いただきますようお願いいたします。

### (別紙)

### 秋田県北秋田郡阿仁町

町内の老人ホームで、入所者の投票意思を確認せずに投票用紙を代理請求し、 このうち、寝たきり入所者については、誰に投票するかを入所者の家族に尋ねて 代理投票をしたという違法行為があった。

当該選挙の結果が僅差であったため、選挙結果に異動を及ぼす虞があると判断 され、当該選挙は無効となり再選挙が行われた。

### 富山県下新川郡入善町

町内の老人ホームで、<u>入所者の投票意思を確認せずに全員分の投票用紙を代理</u> 請求し、全員が不在者投票を行った。

代理投票を行った選挙人のうち十数名の選挙人については、自らの意思を補助 者等に伝えられる心身状態でなく、代理投票が適正に行われていたとは認められ なかった。

当該選挙の結果が僅差であったため、選挙結果に異動を及ぼす虞があると判断 され、当該選挙は無効となり再選挙が行われた。

# 不在者投票チェックリスト(指定施設)

- 1 不在者投票管理者等は、それぞれの職務についてこのチェックリストを使って確認し、チェックリストは選挙後も保管してください。
- 2 選挙の際は、不在者投票立会人及び代理投票補助者並びに 必要により不在者投票管理事務補助執行者を選任してください。
- 3 不在者投票管理者は、不在者投票の前に、不在者投票立会 人など不在者投票事務従事者へそれぞれの職務について説明 を行い、打合せ、リハーサル等を行ってください。

大切な一票

### 指定施設における不在者投票事務の流れ

① 選挙人(入院・入所中) 不在事由発生 請求依頼(文書による) ② 代理請求人(不在者投票管理者) 代理請求 (文書による) ③ 名簿登録地 の各区選挙管理委員会 請求受付 選挙人名簿(抄本)との照合 投票用紙等の交付決定 投票用紙等の交付 選挙人名簿(抄本)の整理 ④ 代理請求人(不在者投票管理者) 投票用紙等の受領 選挙人への交付 投票立会人選任 ⑤ 選挙人(入院·入所中) 投票 ⑥ 代理請求人(不在者投票管理者) 投票等の受領 不在者投票管理者の記名 投票立会人の署名 ⑦ 名簿登録地の各区選挙管理委員会 投票用紙等の受領 選挙人の属する投票区(又は指定投票区)の

投票管理者に送致

整理保管

### 指定施設における不在者投票事務従事者

- ※ 投票事務の執行
  - ◎ 不在者投票管理者 ⇒チェックリスト I

不在者投票事務全般を管理執行

- ・ 不在者投票手続のすべてについて最終的な決定
- 不在者投票事務従事者を指揮監督
- · 投票立会人を選任
- ・ 代理投票の申請があった場合は、代理投票の要件に該当するか否 かを確認の上、投票立会人の意見を聴き代理投票補助者(2人)を 選任
  - 不在者投票管理事務補助執行者(※必要な場合) 「不在者投票管理者」の指示のもとで次の事務に従事
    - 各区選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒を交付請求
    - 投票用紙及び投票用封筒を点検の上、選挙人に交付
    - 秘密保持、不正防止のための不在者投票記載場所の設置
    - 投票済の不在者投票を各区選挙管理委員会へ送致
      - 代理投票補助者(2人)(※代理投票が必要な場合)
        - 代理投票補助者(A)⇒チェックリストⅡ
          - ・ 心身の故障その他の事情により候補者の氏名 を自ら書くことができない選挙人のために、選 挙人の指示する候補者等を投票用紙に記載
          - ・ 投票用紙を内封筒と外封筒に入れて封かん
          - ・ 封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名 を記載
        - 代理投票補助者(B)<mark>⇒</mark> チェックリストⅡ
          - ・ 選挙人の指示どおり代理投票補助者(A)が 記載したかどうかを確認
- (注) 不在者投票管理者は、代理投票補助者の事務に従事してはならない。
- ※ 投票の監視
  - ◎ 不在者投票立会人(※選挙権のある者で1人以上) 選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票事務の管理執行を 監視
    - ・ 投票用紙の点検から送致のための受理に至る全手続に立会い
  - (注) <u>不在者投票立会人は、不在者投票管理者(不在者投票管理事務補助執行</u>者)及び代理投票補助者の事務に従事してはならない。

# 不在者投票チェックリスト I (不在者投票管理者用)

不在者投票管理者 氏名〔 〕 不在者投票管理事務補助執行者 氏名〔 〕

事 項	確認日	項目
1 不在者投票管理者		① 不在者投票管理者としての資格はあるか。 (指定病院の長、指定老人ホームの長、指定身体障害者 支援施設及び指定保護施設の長)
2 事務従事者の 選任等		① 不在者投票立会人を選任したか〔必須〕。
		② 不在者投票立会人の意見を聴いて、代理投票補助者を 選任したか〔代理投票が必要な場合は必須〕。
		③ 不在者投票管理事務補助執行者を選任したか〔不在者 投票管理者の事務を補助させる場合は必須〕。
3 事務従事者への職務の説明等		① 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者へそれ ぞれの職務を説明したか。
		② 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者がそろって打合せやリハーサルを行ったか。
4 入所者からの 投票の申立ての 受付等		① 投票の申立てを行った入所者は、資格のある選挙人か。
2117		② 入所者が投票の申立てを行った旨の書類(依頼書)は 提出させたか。
5 記載場所の設 備等		① 記載台は記載が他人から見えないように設けたか。
		② 不在者投票管理者と不在者投票立会人の位置は、記載場所が見通せるような場所か。
		③ 記載場所に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか(掲示がある場合は撤去すること)。
		④ 候補者名等がわかる資料(候補者等を公平に取り扱っているもの)を準備したか(選挙人から問われた場合にのみ提示すること)。

	事	項	確認日	項	目
6	投票手	続		① 本人確認を行って投票用約	低を交付したか。
				② 重病人等歩行困難な選挙 <i>)</i> 所で記載させたか。	人を除き、所定の投票記載場
				③ 代理投票(代理記載)の場合 を内封筒と外封筒に入れ、タ 確認したか。	
				<ul><li>④ 外封筒に、投票年月日と担 在者投票管理者名を記したか</li></ul>	
		投票 記載)		① 対象者は代理投票の事由 くことができない)に該当す 不在者投票立会人の意見を耶	
	ベッ ける投	ァドにお 漂		① 対象者は重病人等歩行困 したか。	難な選挙人であるかを確認
				② 投票の秘密保持に十分配属	<b>患したか。</b>
				③ 室内に候補者等の氏名や いか(掲示している場合は指	
7 送	不在和	<b>当投票の</b>		① 外封筒を適当な他の封筒に 投票が在中する旨を明記し、	
				② 直ちにその封筒を名簿登 に直接持参、又は郵便等をも	
т 8	. —	運動の禁		① 不在者投票に関し、不在者 を利用して選挙運動を行わな	

# 不在者投票チェックリストⅡ (代理投票補助者用)

代理投票記入補助者 氏名〔 代理投票立会補助者 氏名〔 〕

	事	項	確認日	項目
1	1 選任等			① 不在者投票管理者から「代理投票補助者」の職務について説明を受けたか。
				② 不在者投票について関係者で打合わせ(リハーサル)を行ったか。
2	代理技	票		① 選挙人は、心身の故障その他の事情により自書できない者だったか。
				② 代理投票補助者2人のうち、1人が立ち会い、他の1 人が選挙人の指示する候補者名等を投票用紙に記載し たか。
				③ 記載した投票用紙を選挙人に確認させ、内封筒及び 外封筒に入れて封をしたか。
				④ 外封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載 したか(ゴム印は使用不可)。
				⑤ 「不在者投票立会人」の職務と「代理投票補助者」の 職務を兼ねなかったか。

# 不在者投票チェックリストⅢ (不在者投票立会人用)

## 不在者投票立会人 氏名〔

)

	事	項	確認日	項目
1	選任等			① 不在者投票管理者から立会人に選任され、職務の 説明を受けたか。
				② 立会人としての資格はあるか。(選挙権を有することが要件)
				③ 不在者投票事務従事者がそろって打合せやリハーサルを行ったか。
				④ 「不在者投票立会人」の職務と他の職務を兼ねなかったか。
2	記載場所	の設備等		① 記載台は投票の秘密が守られるようになっているか。
				② 立会人の位置は、記載場所が見通せるような場所か。
				③ 記載場所に候補者等の氏名等やポスター等を掲示していないか。
				④ 候補者名等を選挙人から問われた場合に、不在者 投票管理者は適切に対応したか。
3	投票手続			① 重病人等歩行困難な選挙人を除き、所定の投票記載場所で記載させたか。
				② 外封筒の「立会人氏名」欄に署名したか。
	代理投(代理記			① 対象者が代理投票の事由(自分で候補者の氏名等 を書くことができない)に該当する選挙人であるか について、不在者投票管理者から意見を聴かれたか。
	ベッド 投票	における		① 対象者は重病人等歩行困難な選挙人であるかを確認したか。
				② 投票の秘密保持に十分配慮したか。
				③ 室内に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか(掲示している場合は撤去しなければならない)。